

大阪府立西成高等学校
保護者 様

株式会社 JTB 大阪教育事業部
営業課長: 井田 厚嗣
担当: 西出 直矢

修学旅行における保険対応、お取消料について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。標記の件につきまして下記の通りご案内申し上げます。
ご確認の程、何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 旅行傷害保険について

(1)「国内旅行保険」保険料 保険料@100 円

集合から解散までに発生した参加者のケガを補償します。

【死亡・後遺障害 345 万円】【入院保険日額 1,500 円】【通院保険日額 1,000 円】

【個人賠償責任 200 万円(自己負担額なし)】【手術保険金:入院保険日額の 5~10 倍】

(2)「学校旅行総合保険(学校補償条項)」 保険料@46 円

新型コロナウイルスやインフルエンザは、疾病(病気)の扱いとなります。現在疾病での治療費については補償される保険はございません。緊急時の対策として、「学校旅行総合保険(学校補償条項)」における学校緊急対応費用が下記を満たした場合適用可能となります。

【学校緊急対応費用での補償内容(限度額 30 万円)】

- ① ご本人の帰宅費用(現地交通費・電話代・宿泊代は対象外。帰宅後も継続して治療を受けることが条件。)
- ② 親族の往復交通費、現地交通費、電話代、宿泊代
※現地交通費、電話代等の通信費は合算で 3 万円まで
※自家用車を利用の場合、ガソリン代(1 kmにつき 15 円)・有料道路代も補償対象
- ③ 食事代は本人・親族共に対象となりません。
(宿泊代に朝食が含まれる場合、宿泊代金としての請求であれば補償対象)

※適用条件

- ① 責任期間(旅行期間)中の事故によるケガ、もしくは発病した病気であること
(潜伏期間がある病気ですが、責任期間(旅行期間)中に発症した場合は、補償対象となります)

②責任期間(旅行期間)中に医師の治療を受けていること

- ③治療の結果、その後予定していた旅行が不可能(離団)となったこと(一時離団、途中合流、隔離は含まれません)

(3)「修学旅行変更保険(航空機欠航補償)」 保険料 @135 円

利用予定の国内線航空機が、台風、濃霧、ストライキなどの偶然な事由により、欠航・着陸地変更・到着地変更・到着遅延(3時間以上の遅延)となり、学校が予定外の支出を余儀なくされた場合、追加宿泊費用・追加交通費用・追加食事費用を 1 名につき 15,000 円を限度に支払います。

2. お取消料について

受注型企画旅行契約では、契約書(旅行条件書及び取引条件説明書)に明示されている通り旅行開始日の前日から起算して 20 日前より旅行代金の 20%の取消料が発生いたします。

※注意:企画料金は旅行契約締結時点で発生いたします。

旅行出発日の21日前まで 11/17(日)まで	企画料金の額 修学旅行中止の場合、企画料金がかかります。
旅行出発日の8日前まで 11/30(土)まで	旅行代金の 20%
旅行出発日の2日前まで 12/6(金)まで	旅行代金の 30%
旅行出発日の前日まで 12/7(土)まで	旅行代金の 40%
旅行出発日の当日まで 12/8(日)出発前まで	旅行代金の 50%
無連絡及び旅行開始後	旅行代金の 100%